

平成 24 年度フォローアップ説明会の説明ポイント

I. 政治資金規正法施行規則の一部改正について

本年 4 月 29 日に施行された改正省令の内容及び政治資金監査上の留意点を解説。併せて、政治資金監査上の取扱いに関するこれまでの見直し等の状況（マニュアル改定、委員会見解、Q & A の追加・改定）を紹介。

◆改正後の政治資金規正法施行規則（※下記の下線部分を改正により追加）

第 10 条（略）

2 法第 12 条第 2 項に規定する領収書等を徴し難かった旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面並びに振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面（以下「支出の目的を記載した書面」という。）は、それぞれ別記第 8 号様式及び第 8 号様式の 2 によるものとする。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもつて支出の目的を記載した書面とすることができる。

◆適用関係

- 平成 24 年分収支報告から適用。
- ただし、改正省令の施行日前に解散したもの等については適用しない。

◆関連 Q & A

- 振込明細書に支出の目的が記載されている場合、当該振込明細書に係る支出目的書を作成しなければならないか。
- 公共料金等をコンビニエンスストアや金融機関において支払った場合に、コンビニエンスストアや金融機関が発行する書面は、政治資金規正法上の領収書等に該当するか。

等

(参考)

その他政治資金監査上の取扱いに関する見直し等の状況（H22.9以降）

- 政治資金監査マニュアルの改定
- 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応
- Q & A の改定・追加

Ⅱ. 平成22年分政治資金収支報告の概要について

昨年11月末までに公表された平成22年分政治資金収支報告について、国会議員関係政治団体を中心に、収支報告書の提出状況及び全体の収支の概要を紹介。

◆総務大臣分（国会議員関係政治団体分）

- 届出団体数 1,026団体、うち提出団体数 962団体
- 提出団体に係る収入総額 241億円、支出総額 165億円

◆都道府県選挙管理委員会分（国会議員関係政治団体分）

- 届出団体数 2,427団体、うち提出団体数 2,360団体
- 提出団体に係る収入総額 396億円、支出総額 304億円

Ⅲ. 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要について

平成22年分収支報告に係る政治資金監査の結果を解説。併せて、一部の政治資金監査報告書に見受けられた必ずしも正確でない記載等の是正に向けた今後の対応方針を紹介。

◆政治資金監査の結果

- | | H21年分 | H22年分 |
|-------------------------------------|---------|-------|
| ○ 政治資金監査の対象となった事項について
すべて確認できたもの | 91.2% → | 95.0% |
| ○ 何らかの不備を指摘したもの | 8.8% → | 5.0% |

◆政治資金監査報告書の記載状況等

- 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、一部ではあるが、必ずしも正確でない記載等が見受けられたところ。
- そのため、以下に掲げる取組を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。
 - ・「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進
 - ・「政治資金監査に関するQ&A」の充実
 - ・「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」の継続的実施
 - ・関係士業団体との連携

IV. 政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点について

より精度の高い政治資金監査報告書の作成に資するよう、実際に見受けられた参考事例を踏まえながら、特に留意すべき点等を解説。

◆「あて名」等に関する記載

(参考事例)

- 政治資金監査報告書の日付が「宣誓書」の日付より後の日付となっていた事例
- 領収書等の日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になっていた事例
- 国会議員関係政治団体の名称が正式名称ではない略称を記載していたり、代表者ではない者の氏名を記載していた事例
- 登録政治資金監査人の氏名が自署でなかったり、押印していなかった事例

◆「1 監査の概要」に関する記載

(参考事例)

- 解散等団体の収支報告書の根拠規定を「法第12条第1項」と記載していた事例
- 政治資金監査の対象とする書類をすべて記載すべきなのに、実際に保存されていた書類のみを記載していた事例
- 主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を実施することとした理由が明瞭でなかったり、実施場所の特定が十分ではない事例
- 主たる事務所と異なる場所を主たる事務所として政治資金監査報告書に記載し、その事実が新聞に報道された事例

◆「2 監査の結果」に関する記載

(参考事例)

- 実際に保存が確認された書類を記載すべきなのに、存在しなかった書類も含めて、すべての書類を記載していた事例
 - 「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」が存在しなかったため、(4)の記載を削除していた事例
 - 記載不備があった事項の種類を政治資金監査報告書に記載していなかった事例
 - 領収書等の徴収漏れ又は亡失の事実があり、政治資金監査報告書の別添として領収書等亡失等一覧表を添付して提出する必要があるにもかかわらず、それを作成していなかったり、選管等への提出時に添付していなかった事例
 - 政治資金監査報告書に会計責任者に対する指導状況など、記載例にはない任意の記載がされていた事例
- 等

◆「3 業務制限」に関する記載

(参考事例)

- 「3 業務制限」に関する記載をしていなかった事例
- 「〇〇〇〇と私達との間には」として記載し、国会議員関係政治団体と使用人等との関係に関する記載を省略していた事例

◆その他提出書類関係

(参考事例)

- 「収支報告書」に記載されている金額について、表間の金額が整合的でなかった事例や「領収書の写し」の記載内容と整合的でなかった事例
- 選管等へ収支報告書及び政治資金監査報告書を提出する際に、「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの添付書類や、「領収書等亡失等一覧表」が漏れていた事例
- 領収書等が存在しない支出について、「紛失のため」「再発行が困難なため」「不鮮明のため」という理由で、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を作成していた事例

等

V. その他

収支報告書及び会計帳簿への記載方法に関し、特に質問が多い事項について、考え方のポイントと実際の記載例を交えながら解説。

- 無償提供を受けている場合の記載方法
- クレジットカードによる支払いの記載方法